

## 長期収載品の処方等又は調剤に関すること

令和 6 年 10 月から長期収載品の選定療養の制度が導入されます。この制度は、患者さんの希望で長期収載品（同じ効果を持つ後発医薬品が発売されている先発医薬品）を選んだ場合に、選定療養費として薬価の差額の一部（4分の1相当）を患者さんが負担する仕組みです。

ただし、医師が医療上の必要性があると判断した場合や、供給状況により、後発医薬品の提供が困難な場合などは、選定療養の対象外となります。ご不明な点などありましたら受付窓口までご相談ください。

医療法人社団陽光会 光中央病院